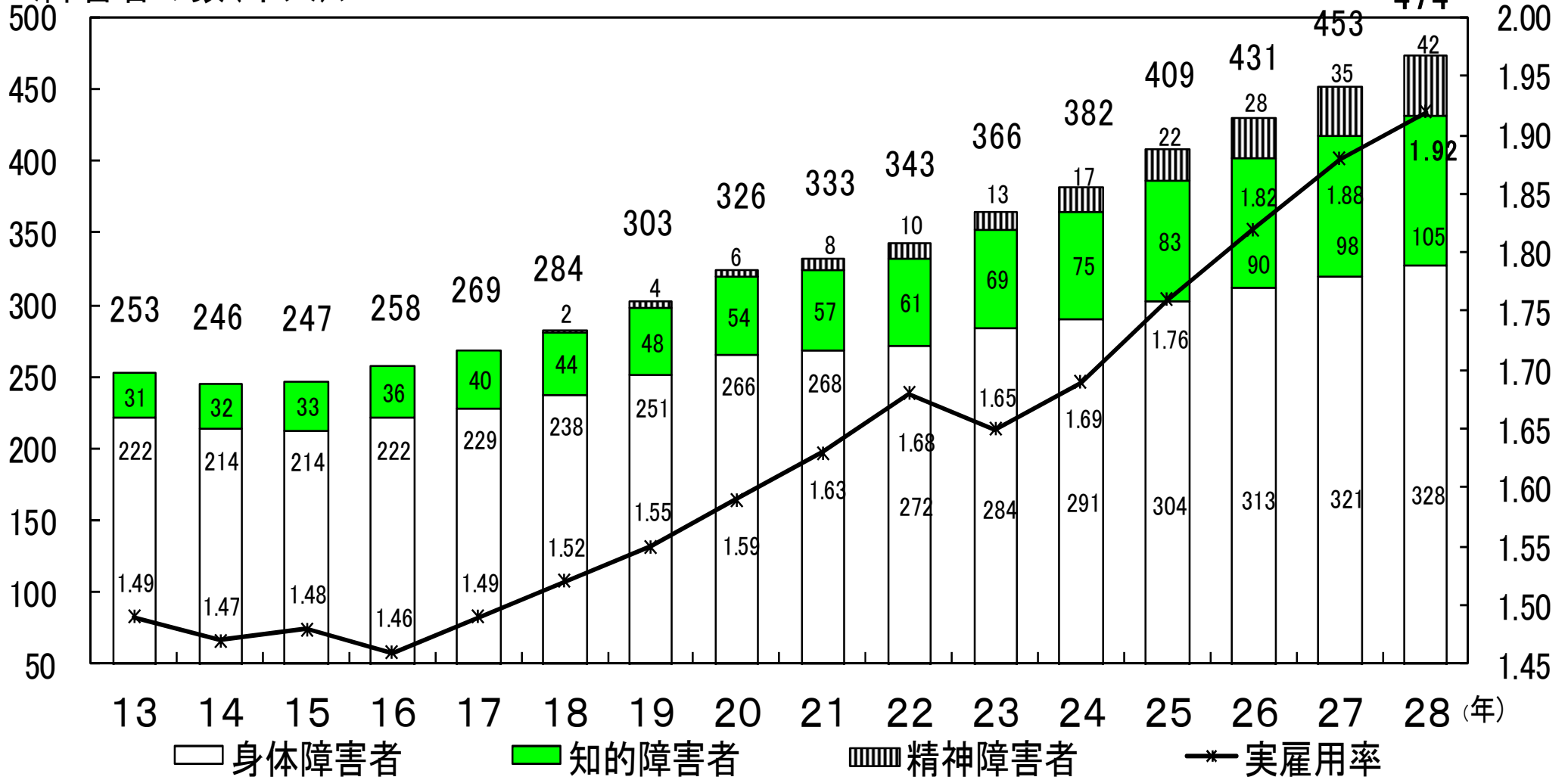


障害者雇用の状況

(平成28年6月1日現在)

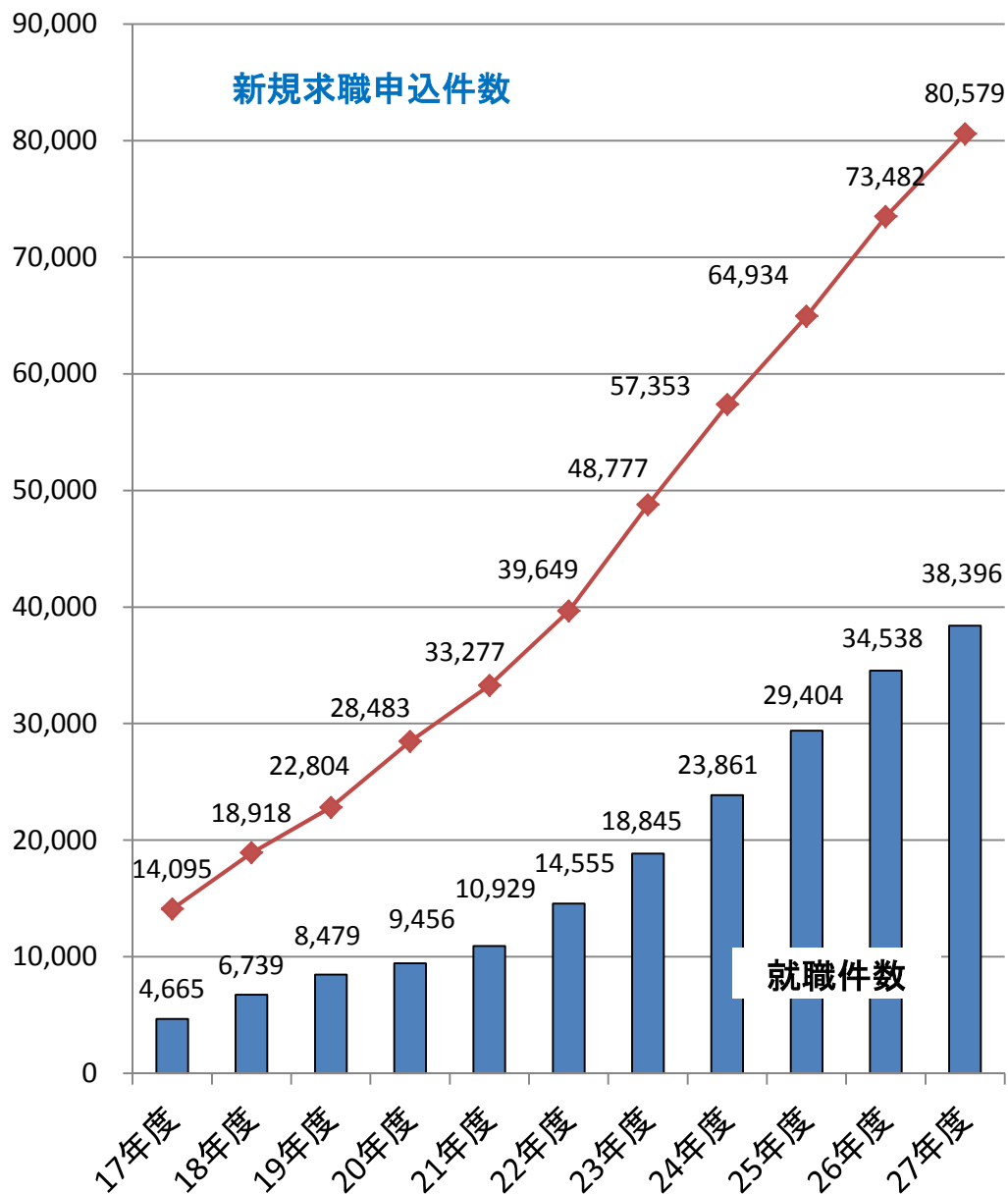
- 民間企業の雇用状況(法定雇用率2.0%) **実雇用率 1.92%** **法定雇用率達成企業割合 48.8%**
- **雇用者数は13年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

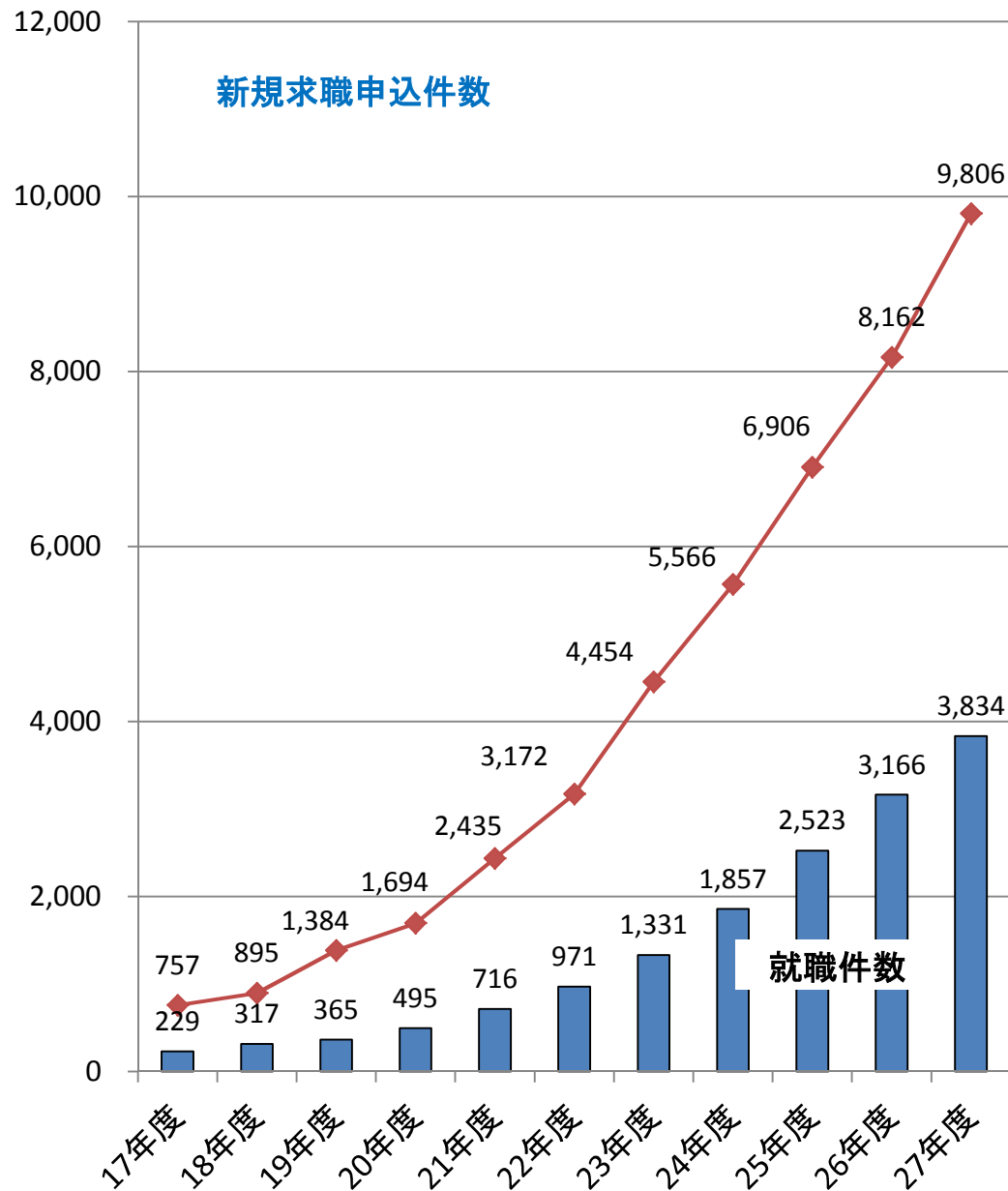


ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況

精神障害者



その他 (発達障害、高次脳機能障害など)



福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて、

①企業への就労理解の促進、②障害者に対する職場実習の推進、③企業と福祉分野との連携の促進 を実施する。

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案



都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる助言

一般雇用の理解促進

職場実習推進

- 職場実習に協力する事業所の情報収集
- 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
- 実習協力事業所への受入依頼
- 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

職場実習の推進

福祉分野との連携促進

- 障害者雇用が進まない事業主に対して、地域内の就労移行支援所との面談会を実施し、障害者雇用に係る支援等を共有
- 就労移行支援所に関する情報発信
- 就労移行支援所の見学会

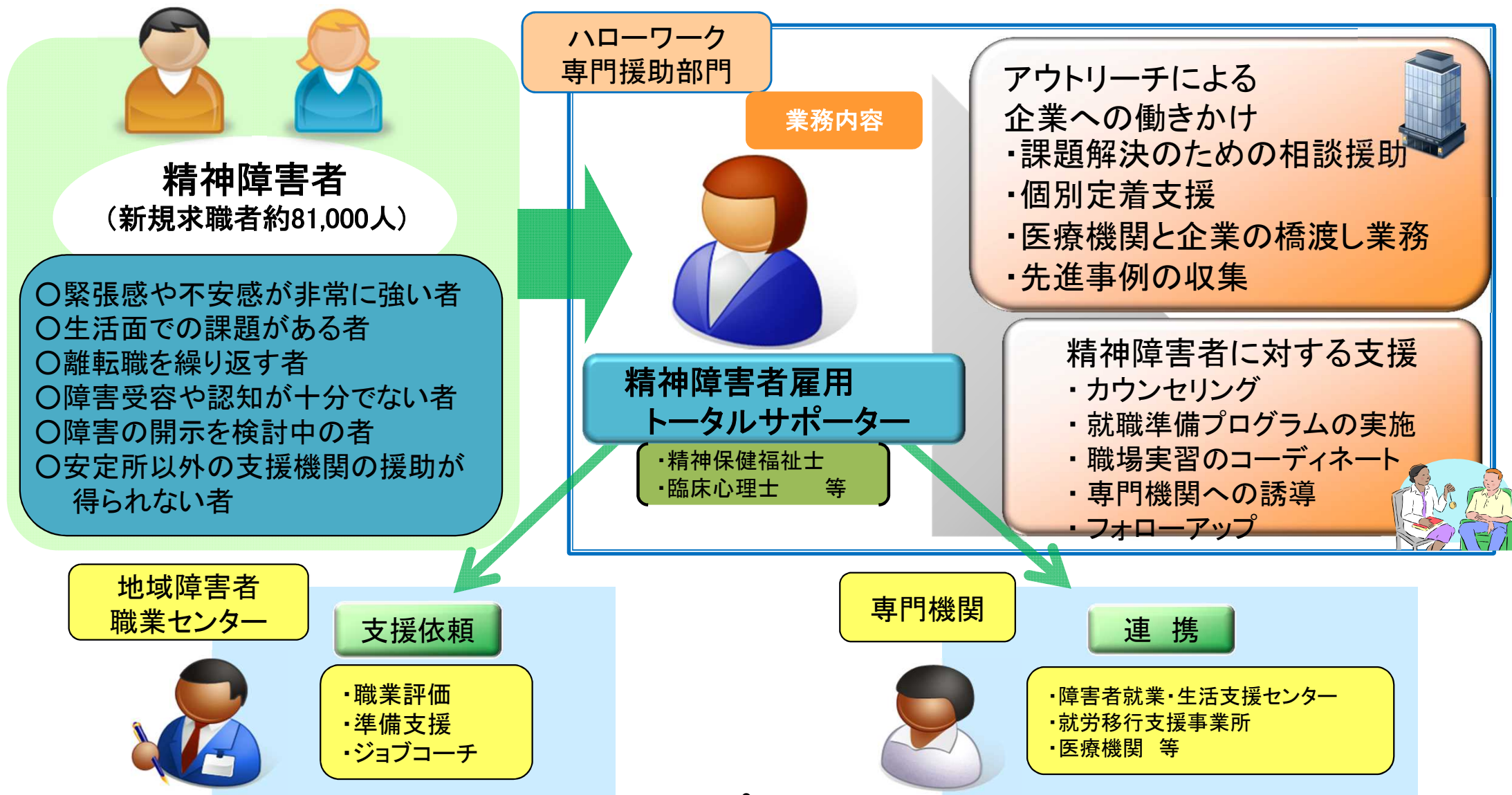
企業と福祉の連携促進

※ 平成28年度においては、就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)(計47名)を配置

精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施



精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①一定の実績のある就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク



事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③職場実習等の機会の積極的な提供
- ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度（要求）38労働局

28年度実施局（22局）：北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島

29年度実施局（16局）：岩手、秋田、山形、福島、群馬、奈良、和歌山、島根、香川、佐賀、宮崎等を予定

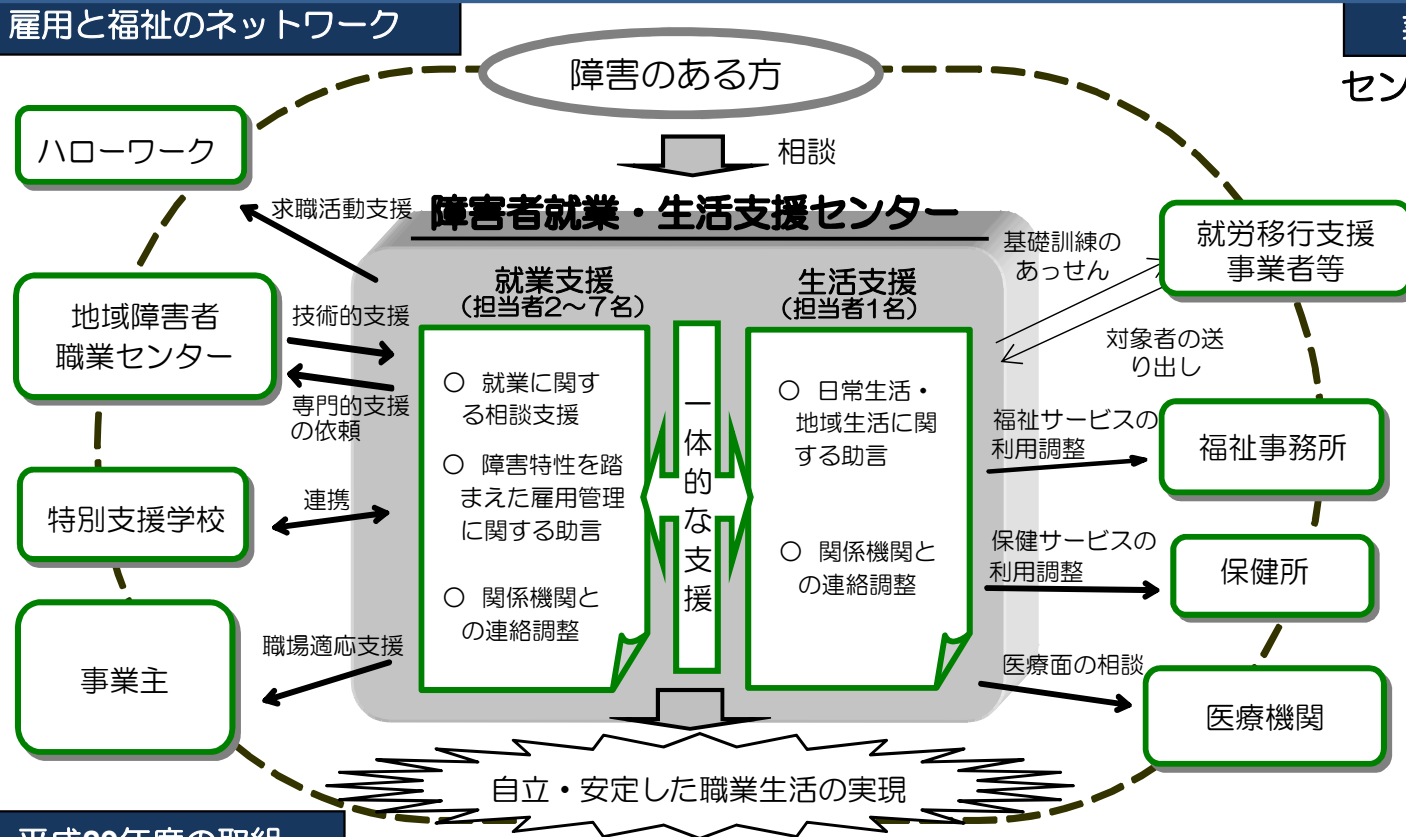
障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」による支援を強化する

H28 330センター（平成28年12月1日現在）

雇用と福祉のネットワーク

業務内容



センター窓口での相談、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ

<生活面の支援>

- ・関係機関との連絡調整
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【27年度実績】

支援対象者数 153,522人

定着率 76.5%

平成29年度の取組

地域の支援機関の中心であるセンターのネットワーク機能を拡充し、特に精神障害者の就労・定着や企業における適切な雇用管理に向けた支援の強化を図る

- 主任職場定着支援担当者の増員(全国40名 → 55名)
- 就業支援担当者(精神担当)の配置(全国30名(新規))
- 事業主からの雇用相談や雇用管理支援に対応する企業支援担当者のモデル配置(全国30名(新規))
- グループワークによる支援等、精神障害者に対する先進的な職場定着支援の実施(5センター(新規))

難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」(※)を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国49人(H28) → **全国51人(H29予定)**
- 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
- 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等

